

自賠責保険の経費の計算方法等に関する
第三者委員会（第2回）

2024年7月23日

目次

1. 今後の議論内容・スケジュール

1-①. 今後の流れ・スケジュール

1-②. 第2回・第3回での議論内容

2. 今日的な環境変化等を踏まえた経費計算基準改定の方向性

2-①. 経費計算基準による計算方法の概要

2-②. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）

2-③. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）

2-④. 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化

2-⑤. 1人1分当たり給与額の計算方法

2-⑥. 外部委託費用の計上方法

2-⑦. 物件費・その他事業費の賦課方法

2-⑧. その他修正・明確化

1-①. 今後の流れ・スケジュール

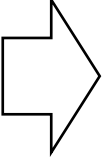
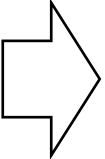
- 以下のとおり、現時点で計5回の委員会開催を予定しており、検討結果を令和7年1月に予定されている自賠責保険審議会（以下、「自賠審」）に報告することとしたい。

今後の予定	主な論議内容（予定）
第1回 令和6年6月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 自賠責保険審議会開催にいたった背景・ 自賠責保険審議会（6月4日開催）における論議内容・ 第三者委員会の設置趣旨・ 第三者委員会の運営について・ 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）・ 今後のスケジュール
第2回 7月23日 （本日）	<ul style="list-style-type: none">・ 今日的な環境変化等を踏まえた経費計算基準改定の方向性
第3回 8月	<ul style="list-style-type: none">・ 第2回を踏まえた業務実態調査項目・方法
業務実態調査の実施（8月～10月頃）	
第4回 11月	<ul style="list-style-type: none">・ 業務実態調査結果報告（新基準案への反映結果を含む）・ 将来、基準等を見直すための手続き（考え方）
第5回 12月	<ul style="list-style-type: none">・ 新基準案の策定・ 将来、基準等を見直すための手続き（方法論）・ 自賠責保険審議会報告内容
自賠審 令和7年1月	<ul style="list-style-type: none">・ 基準等の改定内容の報告・ 将来、基準等を見直すための手続き導入の報告

※第3回目以降の第三者委員会の日程は今後調整

1-②. 第2回・第3回での議論内容

- 第2回では、保険会社における自賠責保険の経費の計算方法を定める「経費計算基準」が、今日的な実態に即した計算式等となっているか検証し、改定の必要性・妥当性について議論いただき、その方向性を定める。
- 第3回では、「経費計算基準」に定める標準的な処理分数等の計測を行う「業務実態調査」の調査手法等の妥当性について検証し、改定の必要性を議論いただき、その方向性を定める。

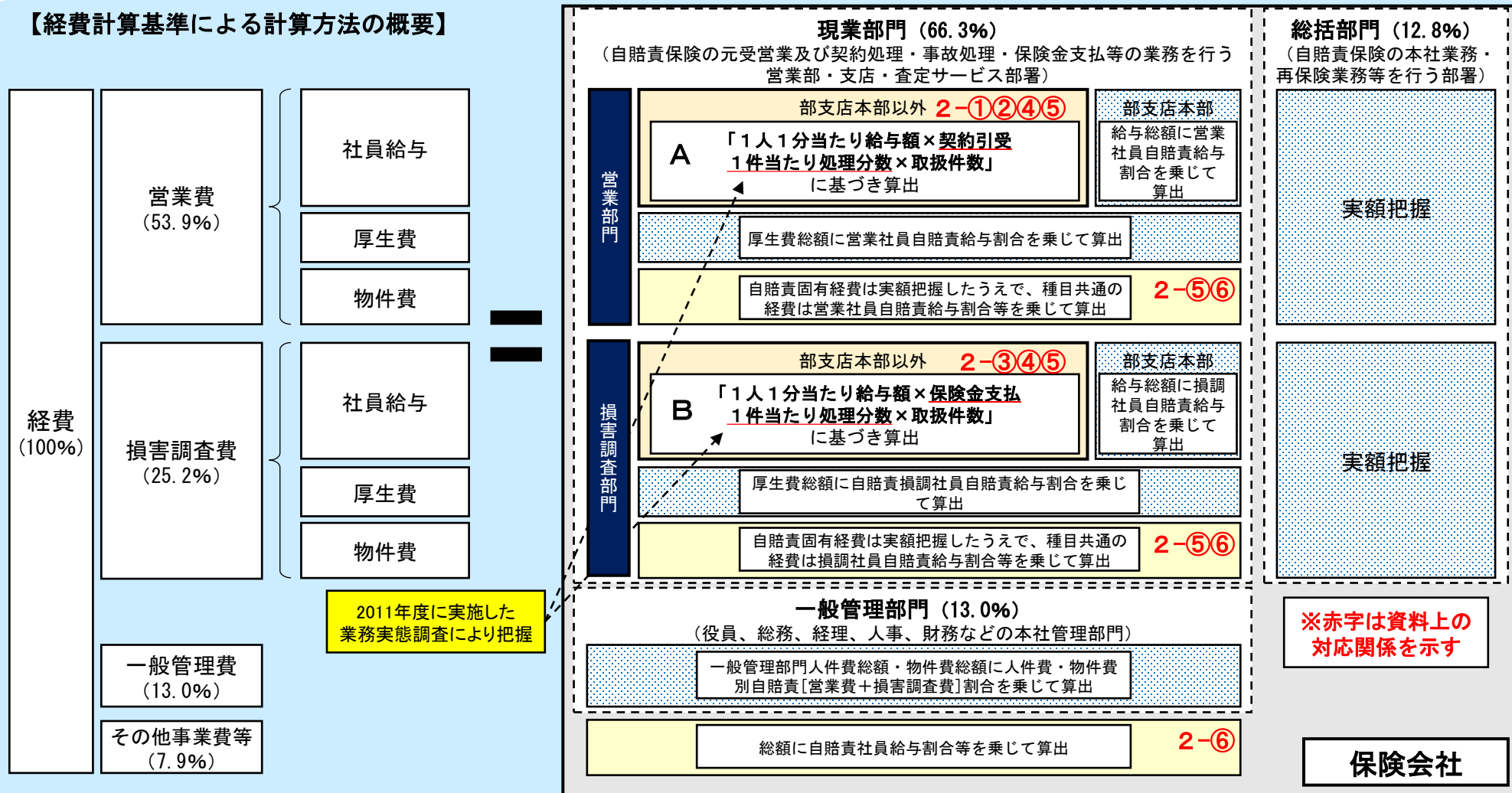
	議論内容 (経費計算基準・代理店手数料算出における基礎数値)	
計算方法	<p>【今日的な環境変化等を踏まえた改定の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）【2-①】 ・ 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）【2-②】 ・ 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化【2-③】 ・ 1人1分当たり給与額の計算方法【2-④】 ・ 外部委託費用の計上方法【2-⑤】 ・ 物件費・その他事業費の賦課方法【2-⑥】 ・ その他修正・明確化【2-⑦】 	 <p>本日 (第2回) 議論</p>
業務実態調査	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのように調査を行うか ・ 客観性を確保し、恣意性を排除した調査の方法 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約引受における代理店指導業務の分数把握方法 ・ 損害調査における一括払処理分数の算出方法 ・ 代理店手数料算出における交通費・自動車費の算出方法の妥当性 等 	 <p>第3回 議論</p>

2. 今日的な環境変化等を踏まえた経費計算基準改定の方角性

2-①. 全体像：経費計算基準による計算方法の概要

- 経費計算基準とは、ノーロス・ノープロフィットの原則を踏まえ、各社の個別事情に因らず、客観的・統一的に自賠償保険に要した経費を算出するための全社共通の基準。
- 自賠償保険の経費は、営業費・損害調査費・一般管理費・その他事業費等別に計算基準を定め、それぞれに要した費用を積み上げ方式で算出する仕組み。

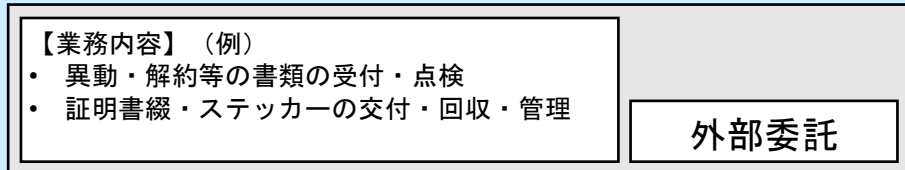
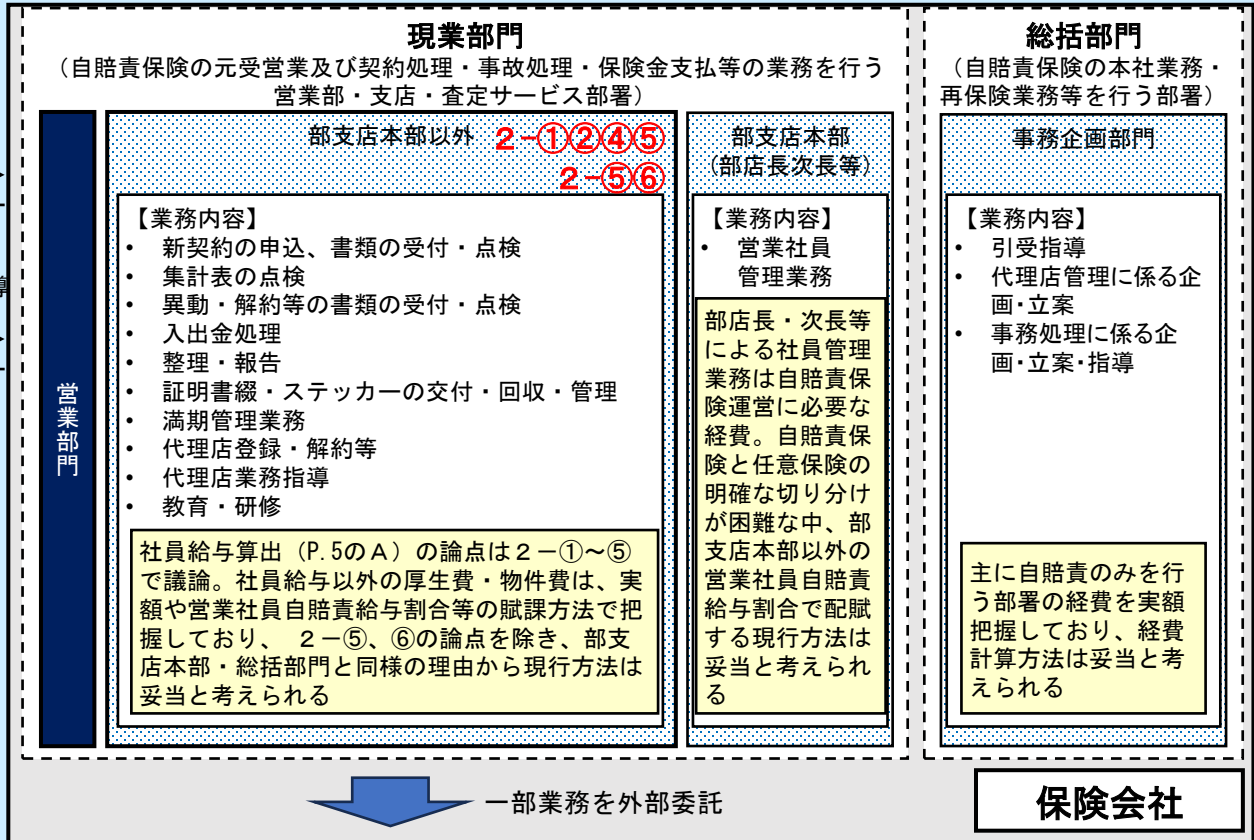
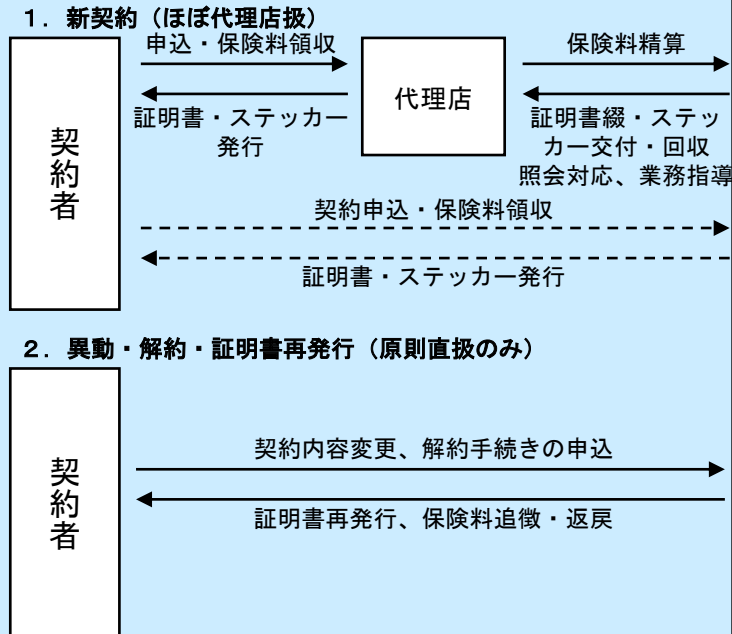
【経費計算基準による計算方法の概要】



2-①. 全体像：自賠責業務と経費計算方法の関係性（契約引受）

- 自賠責保険の契約引受に係る業務フローとP.5の経費計算方法の関係は下表の通り（会社間で業務フローに大きな差はない）。
- 契約引受の中心を担う現業部門の論点は2-①～⑥で記載。それ以外は実額や営業社員自賠責給与割合等による配賦に基づき経費把握されており、自賠責保険と任意保険の明確な切り分けが困難な中では妥当な計算方法と考えられる。
- 事務企画等を担う総括部門は経費を実額把握しており、経費計算方法は妥当と考えられる。

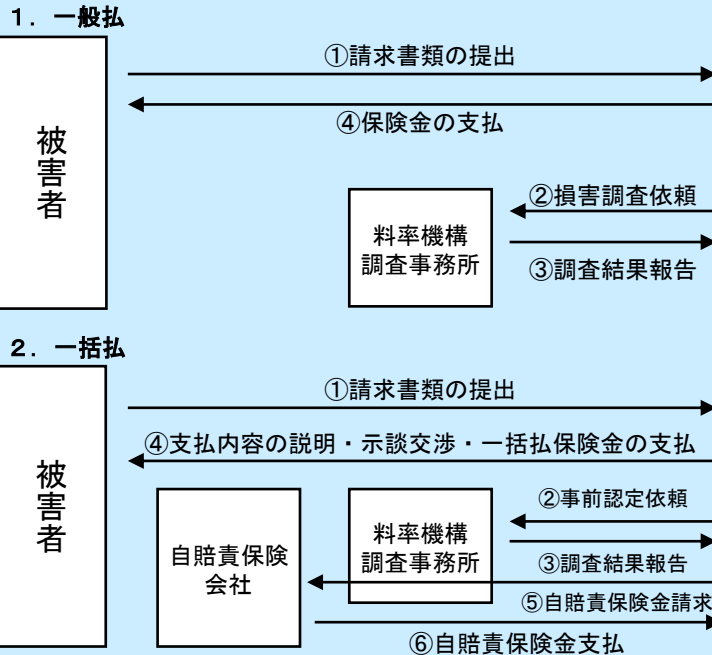
【自賠責業務フロー（契約引受）】



2-①. 全体像：自賠責業務と経費計算方法の関係性（損害調査）

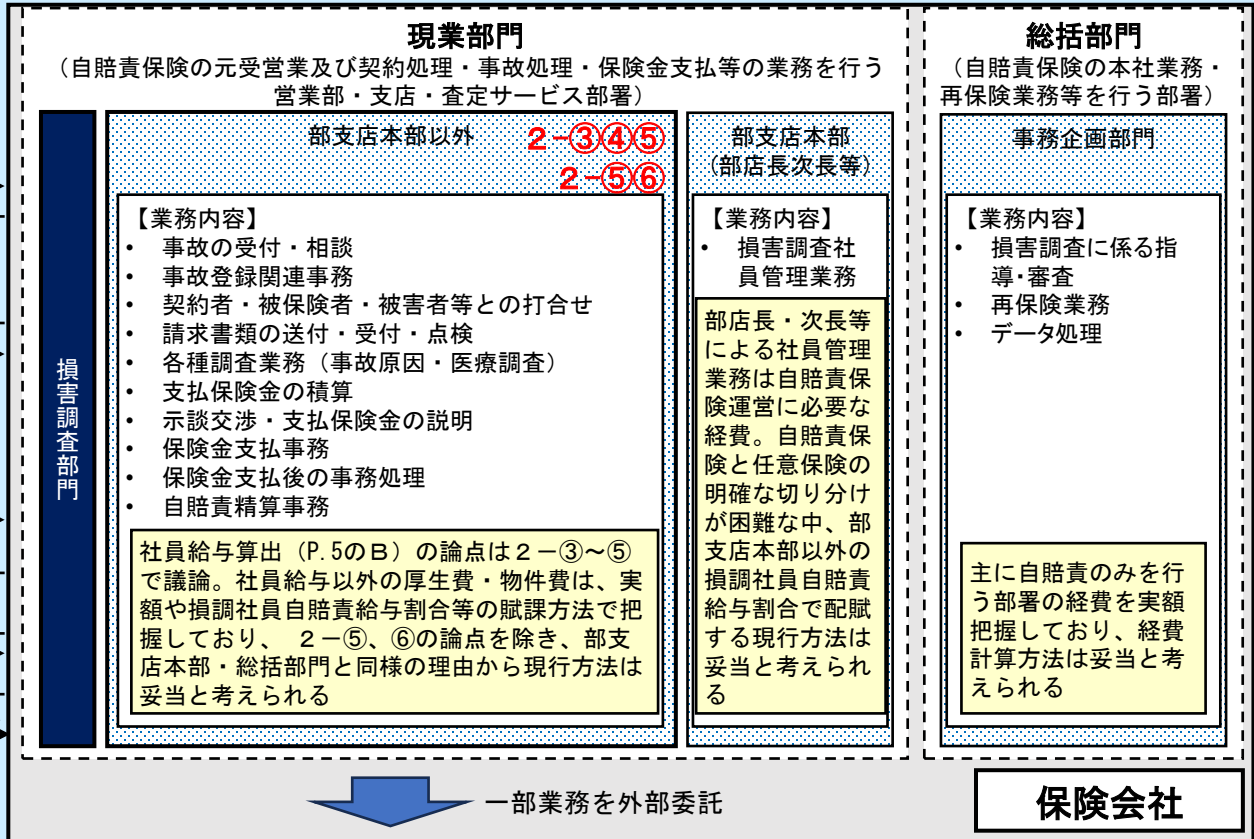
- 自賠責保険の損害調査に係る業務フローとP.5の経費計算方法の関係は下表の通り（会社間で業務フローに大きな差はない）。
- 損害調査の中心を担う現業部門の論点は2-③～⑥で記載。それ以外は実額や損調社員自賠責給与割合等による配賦等に基づき経費把握されており、自賠責保険と任意保険の明確な切り分けが困難な中では妥当な計算方法と考えられる。
- 損害調査に係る指導・審査等を担う総括部門は経費を実額把握しており、計算方法は妥当と考えられる。

【自賠責業務フロー（損害調査）】



(参考) 一般払・一括払

- ・ 一般払
当事者（被害者・加害者）が自賠責保険会社に直接請求する形態
- ・ 一括払
任意保険会社が自賠責保険での支払相当額を含めて被害者への一括対応を行った後、任意保険会社より自賠責保険会社に請求する形態



【業務内容】 (例)

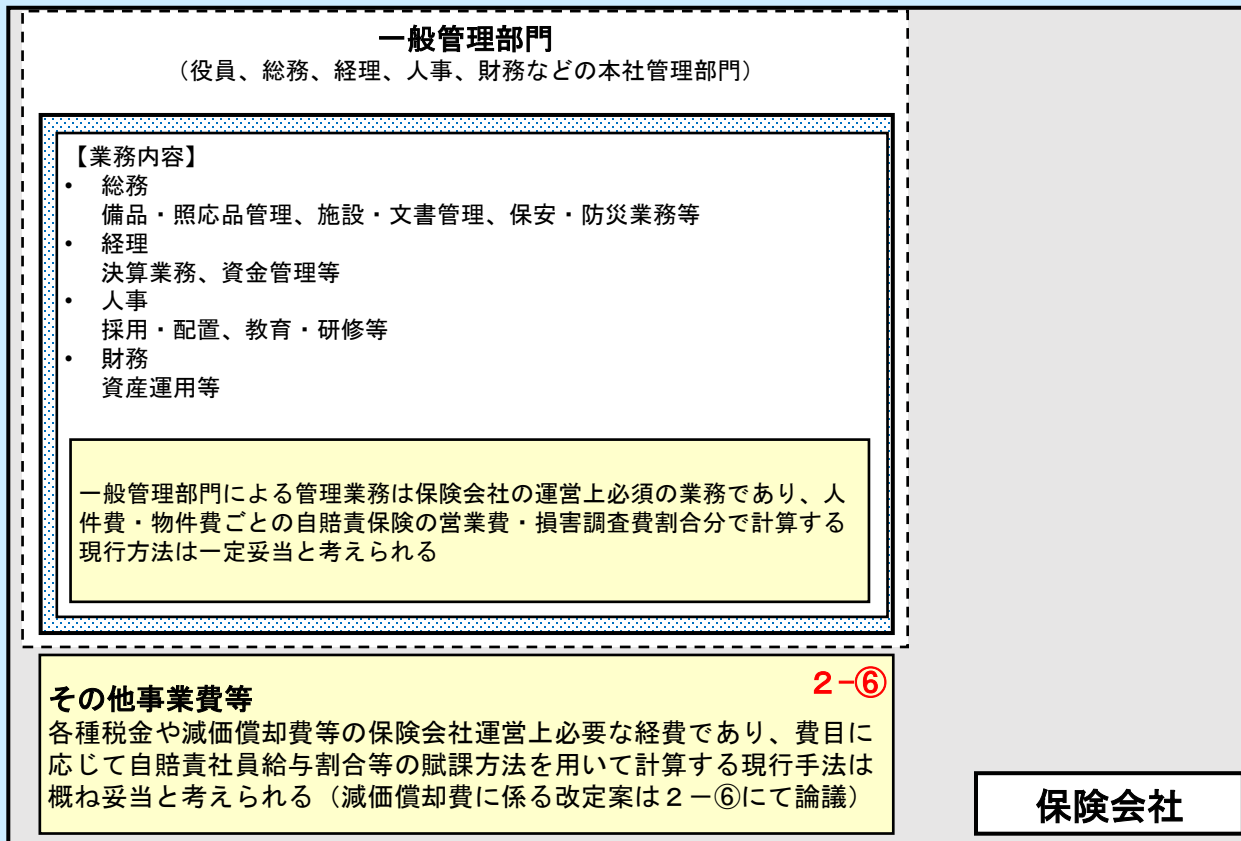
- ・ 事故受付
- ・ 各種調査業務（事故原因・医療調査）

外部委託

2-⑥. 全体像：自賠責業務と経費計算方法の関係性（一般管理費等）

- 自賠責保険に係る一般管理業務等は下表の通り。
- これらの業務は契約引受・損害調査に直接関係する業務ではないが、保険会社の運営上必須の業務であり、自賠責保険の経費として把握する必要がある。

【自賠責業務フロー】



論議いただきたいポイント

- P.5~P.8で挙げている箇所以外（総括部門経費・一般管理部門経費の賦課方法等）で見直しの検討をすべき箇所があるか

2-①. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）

①現行計算方法

- 営業費社員給与（現業部門）は「1人1分当たり給与額×契約引受1件当たり処理分数×取扱件数」により算出。
 - ・ 1人1分当たり給与額：毎決算期に給与額に基づき算出。
 - ・ 契約引受1件当たり処理分数：「新契約」・「異動・解約等」・「その他業務」（*1）の契約1件当たりに要する分数として、前回2011年の実態調査に基づき18.3分と定められている。
 - ・ 取扱件数：毎決算期に新契約・異動・解約等合算の件数を算出。

（*1）「その他業務の年間総分数÷新契約・異動・解約等件数」により契約1件当たりに要する分数を算出

②課題

- 「1件当たり処理分数」は2011年の業務実態調査に基づく新契約、異動・解約等件数割合により加重平均して算出されており、当該割合が変化している可能性がある。
- 各社間で割合が異なっている場合、各社の実態として要している処理分数と基準上の処理分数に差が生じる。

【営業費における「1件当たり処理分数」の算出方法】

※新契約、異動・解約等部分

項目	処理分数	件数割合 (*1)
新契約	<u>3.9分</u>	86.7%
異動・解約等	<u>19.7分</u>	13.3%

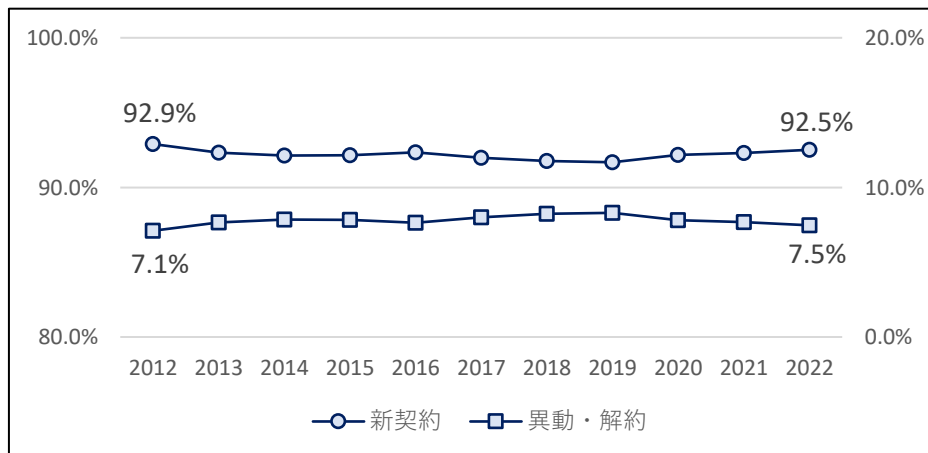
1件当たり処理分数 ※「新契約」、「異動・解約等」を加重平均し、これに「その他業務」（P.8、9）の1件当たり処理分数を加算することで算出	<u>18.3分</u>	100.0%
--	--------------	--------

件数割合で加重平均し、「新契約+異動・解約等1件当たり処理分数」を算出。前回実態調査時の件数割合で加重平均された分数を用いているため、毎年、毎年の件数割合の変化を捉えることができない

（*1）2010年度実績

【新契約、異動・解約件数割合の推移】（*2）

新契約、異動・解約件数割合は概ね横ばいで安定的に推移。



（*2）損害保険料率算出機構「損害保険料率算出機構統計集」より作成
※上記の異動・解約件数には経費計算基準上件数として含まれる取消・証明書再交付件数を含まないため、左表記載の件数割合とは定義が異なる

2-①. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（新契約・異動・解約等）

③対応案

1人1分当たり給与額 × **新契約** 1件当たり処理分数 × **新契約** 取扱件数
 + 1人1分当たり給与額 × **異動・解約等** 1件当たり処理分数 × **異動・解約等** 取扱件数

【現行】 1人1分当たり給与額 × **新契約・異動・解約等** 1件当たり処理分数 × **新契約・異動・解約等** の取扱件数

【現行計算方法と対応案のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
現行計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 各社決算上、システム・計算ファイルの修正や新たなデータ（新契約・異動・解約等ごとの件数）の把握が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 件数割合が将来大きく変化した際に、経費水準が実態から乖離する。なお、今後検討予定の「将来的に基準を見直す場合の手続き」の結果次第では、乖離は将来見直しの都度解消される 各社間で割合が異なっている場合、各社の実態と乖離する
対応案	<ul style="list-style-type: none"> 件数割合の将来変化を適切に捉えられる 各社の件数割合較差をより実態に合わせられる 	<ul style="list-style-type: none"> 新基準で経費計算を行うためには一部の会社でシステム改修等が必要（基準改定直後の決算期からは各社とも対応可）

（参考①）決算上のフィージビリティ（自賠元受取扱会社10社から回答）

- 基準改定直後の決算期から対応可…10社

（参考②）件数割合が1%変化した場合の影響

- 異動・解約等件数割合が1%増加した場合、加重平均分数は0.15分増加（全社ベース経費（2022年度2,253億円）約0.5%の増加に相当）

論議いただきたいポイント

- 現行計算方法・対応案以外に考えられる対応案等があるか。
- 上記メリデメ記載の経費把握の適切性、決算上のフィージビリティ等の観点を踏まえ、現行計算方法・対応案いずれで対応を行うのが望ましいか。

2-②. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）

①現行計算方法

- 営業費社員給与（現業部門）は「1人1分当たり給与額×契約引受1件当たり処理分数×取扱件数」により算出。
 - ・ 1人1分当たり給与額：毎決算期に給与額に基づき算出。
 - ・ 契約引受1件当たり処理分数：「新契約」・「異動・解約等」・「その他業務」(*1)の契約1件当たりに要する分数として、前回2011年の実態調査に基づき18.3分と定められている。
 - ・ 取扱件数：毎決算期に新契約・異動・解約等合算の件数を算出。

(*1) 「その他業務の年間総分数÷新契約・異動・解約等件数」により契約1件当たりに要する分数を算出

②課題

- 契約引受1件当たり処理分数に含まれる「その他業務」には多様な業務内容が含まれ（下表）、契約件数に比例させるだけでなく、代理店数に比例させて把握するのが適切と考えられる業務（代理店登録・解約業務等）もある。

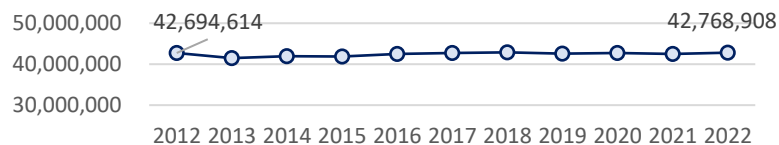
【その他業務の主な業務項目】

業務内容	内容詳細	業務量
A 証明書綴・ステッカー管理、勘定管理、無保険自動車発生防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書綴の発注、交付、使用状況管理、書損分の回収、内容点検 ・ ステッカーの発注、交付、在庫管理、期限切れステッカーの回収 ・ 出納帳管理、点検、残高・照合不一致の調査、訂正対応 ・ 無保険自動車発生防止対策の一環としての、原付・検査対象外軽自動車等への満期通知ハガキの発送、未継続理由の調査、督促ハガキの発送、国交省への報告 ・ 代理店からの照会・回答業務 等 	主に 契約件数 に比例 (*2)
B 代理店登録・解約、日常業務指導管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自賠責保険契約の取扱いを可能とするための代理店登録手続き ・ e-JIBAIの導入・運用にかかる募集人指導 ・ 自賠責保険契約の取扱いを停止するための代理店解約手続き ・ 制度改定対応（料率改定、法改正）のための各種説明会 等 	主に 代理店数 に比例

(*2) 異動・解約等に関連する照会・指導等も含むため、新契約・異動・解約等件数に比例すると考えられる

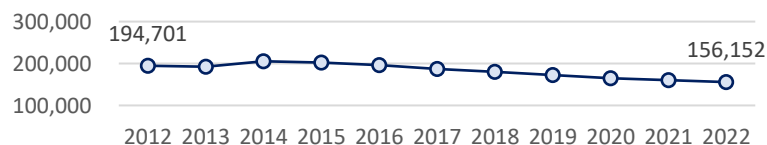
【新契約・異動・解約等件数の推移】 (*3) (件)

新契約、異動・解約件数は概ね横ばいで安定的に推移。



【代理店数の推移】 (*4) (店)

代理店数は減少傾向であり、今後も減少が見込まれる。



(*3) 損害保険料率算出機構 損害保険料率算出機構統計集

(*4) 日本損害保険協会 2022年度損害保険代理店統計

※自賠取扱い代理店以外も含む

2-②. 営業費における1件当たり処理分数の細分化（その他業務）

③対応案

1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数（前頁表A）×新契約・異動・解約等取扱件数
 + 1人1分当たり給与額×1代理店当たり処理分数（前頁表B）×自賠償取扱代理店数

【現行】 1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数（その他業務（前頁表A+B）の合算）×新契約・異動・解約等取扱件数

【現行計算方法と対応案のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
現行計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 各社決算上、システム・計算ファイルの修正や新たなデータ（代理店数）の把握が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 代理店数に比例する業務の業務量が将来大きく変化した際に、経費水準が実態から乖離する。なお、今後検討予定の「将来的に基準を見直す場合の手続き」の結果次第では、乖離は将来見直しの都度解消される
対応案	<ul style="list-style-type: none"> その他業務について、契約件数比例業務は件数比例として、代理店数比例業務は代理店数比例として、正確な経費算出が可能になる。ただし、業務量が代理店数に比例する業務（前頁表B）のウエイトが小さいため、金額的な変動は大きくない 	<ul style="list-style-type: none"> 新基準で経費計算を行うためには一部の会社でシステム改修等が必要（基準改定直後の決算期からは各社とも対応可） 乗合代理店で、自社の自賠償の取扱いがほとんどない代理店が増減した場合等は、実態と乖離する

（参考①）決算上のフィージビリティ（自賠元受取扱会社10社から回答）

- 基準改定直後の決算期から対応可…10社

論議いただきたいポイント

- 現行計算方法・対応案以外に考えられる対応案等があるか。
- 上記メリデメ記載の経費把握の適切性、決算上のフィージビリティ等の観点を踏まえ、現行計算方法・対応案いずれで対応を行うのが望ましいか。

2-③. 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化

① 現行計算方法

- 損害調査費社員給与（現業部門）は「1人1分当たり給与額×保険金支払1件当たり処理分数×取扱件数」により算出。
 - ・ 1人1分当たり給与額：毎決算期に給与額に基づき算出。
 - ・ 保険金支払1件当たり処理分数：一般払・一括払ごとに、保険金支払1件当たりに要する分数として、2011年の実態調査に基づき定められている（一括払（任意社）：321分、一括払（自賠社）：13分、一般払：207分）。
 - ・ 取扱件数：毎決算期に、一般払・一括払ごとに、死亡・後遺障害・傷害合算の件数を算出。

※一般払・一括払について（詳細はP.7参照）

一括払：任意保険会社が自賠責保険での支払相当額を含めて被害者への一括対応を行った後、任意保険会社より自賠責保険会社に請求する形態。

一般払：当事者（被害者・加害者）が自賠責保険会社に直接請求する形態。

② 課題

- 「1件当たり処理分数」は2011年の業務実態調査に基づく死亡・後遺障害・傷害件数割合により加重平均して算出されており、当該割合が変化している可能性がある。
- 各社間で割合が異なっている場合、各社の実態と合致していない可能性がある。

【損害調査費における「1件当たり処理分数」の算出方法】

項目	処理分数（*1）			件数割合 （2011年度）
	一括払 （任意社）	一括払 （自賠社）	一般払	
死亡	1,742分	321分 （*2）	13分	0.4%
後遺障害	1,592分			5.8%
傷害	442分			93.8%

・ 一括払（任意社）：件数割合で加重平均し、「死亡+後遺障害+傷害1件当たり処理分数」を算出

・ 一括払（自賠社）・一般払：死亡・後遺障害・傷害に区分せず調査

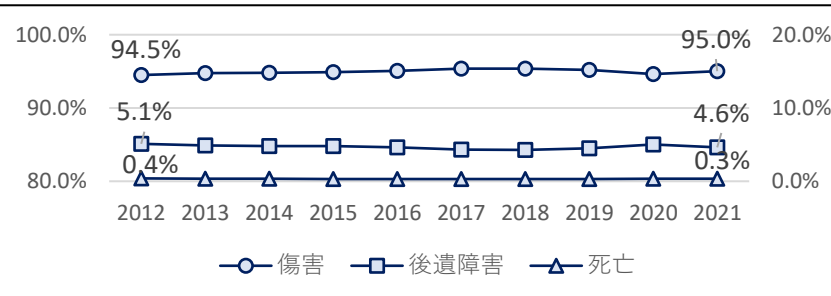
（*1）現行処理分数の各項目ごとの内訳

（*2）一括払（任意社）は、自賠責保険部分と任意保険部分を切り分けることは困難であり、任意保険部分も含めて実態調査を行ったうえで（表内左側各分数）、自賠責保険単独での支払業務である一般払の総処理分数（保険会社・機構の合計）を上限とし、そこから一括払自賠社・機構分を除いた分数を一括払（任意社）の処理分数としている（321分）

（*3）国土交通省 自動車：数字で見る自動車2023 ※左表記載の件数割合とは定義が異なる（左表は契約年度で集計、右図は支払年度で集計）

【死亡・後遺障害・傷害割合の推移】（*3）

2012年以降概ね横ばいで推移しているが、中長期的には自動車の性能向上による重傷事案の減少により、死亡・後遺障害割合の減少が見込まれる。



2-③. 損害調査費における1件当たり処理分数の細分化

③対応案

- 一般払・一括払のいずれも、以下の算式の通り細分化する。
 $1人1分当たり給与額 \times \text{傷害事案1件当たり処理分数} \times \text{傷害事案取扱件数}$
 $+ 1人1分当たり給与額 \times \text{後遺障害事案1件当たり処理分数} \times \text{後遺障害事案取扱件数}$
 $+ 1人1分当たり給与額 \times \text{死亡事案1件当たり処理分数} \times \text{死亡事案取扱件数}$

【現行】 $1人1分当たり給与額 \times \text{契約引受1件当たり処理分数} \times \text{傷害・後遺障害・死亡合算の取扱件数}$

	メリット	デメリット
現行計算方法	<ul style="list-style-type: none"> • 各社決算上、システム・計算ファイルの修正や傷害・後遺障害・死亡ごと件数の把握が不要 	<ul style="list-style-type: none"> • 傷害・後遺障害・傷害の件数割合が大きく変化するに伴い、経費水準が実態から乖離する。なお、今後検討予定の「将来的に基準を見直す場合の手続き」の結果次第では、乖離は将来見直しの都度解消される
対応案	<ul style="list-style-type: none"> • 件数割合の将来変化を適切に捉えられる。一方、死亡・後遺障害・傷害の割合は、安定的に推移していることから、金額的な変動は大きくない。 • 各社の件数割合較差をより実態に合わせられる 	<ul style="list-style-type: none"> • システム改修が必要であることを6社で確認しており、全社一律に新基準で経費計算を行うためには一定の準備期間およびコストが発生する。特に4社は1年超の期間を要する

(参考①) 決算上のフィージビリティ (自賠元受取扱会社10社から回答)

- 基準改定直後の決算期から対応可…4社、基準改定後1年以内の準備期間を要する…2社、基準改定後1年超の準備期間を要する…4社

(参考②) 件数割合が1%変化した場合の影響

- 死亡・後遺障害件数割合が1%増加した場合、加重平均分数は一般払約5分、一括払約8分増加 (全社ベース経費 (2022年度2,253億円) 約0.5%の増加に相当)

論議いただきたいポイント

- 現行計算方法・対応案以外に考えられる対応案等があるか。
- 上記メリデメ記載の経費把握の適切性、決算上のフィージビリティ等の観点を踏まえ、現行計算方法・対応案いずれで対応を行うのが望ましいか。

2-④. 1人1分当たり給与額の計算方法

①現行計算方法

- 社員給与（現業部門）は「1人1分当たり給与額×契約引受1件当たり処理分数×取扱件数」により算出。
- うち、「1人1分当たり給与額」は「 $(\text{年間総給与額} \div \text{所属人員数}) \div \text{年間実働時間}$ 」で算出。
 - ・ 年間総給与額：毎決算期の年間総給与額（除く時間外超過勤務手当）。ただし役職者は管理業務相当分として15%を控除
 - ・ 所属人員数：毎決算期の所属人員数。年間総給与額同様管理業務相当分として15%を控除
 - ・ 年間実働時間：前回2011年の調査に基づき、年間実働時間として95,305分を使用

※人材派遣料の取扱い：人材派遣料は年間総給与額に、派遣社員数を所属人員数に含めて計算

②課題

- 役職者・社員・派遣社員ごとの人数割合と業務従事割合に差がある場合、その差が反映されない。
- 特に、役職者は自賠責・任意保険ともに契約1件単位ごとに生じる業務より、管理業務が多くを占めていることが多い等、単純平均を用いると給与水準が実態と乖離している可能性がある。

【社員区分ごとの主な業務内容】

社員区分	契約引受	損害調査
役職者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約取消の事由確認・点検・承認 ・ 代理店登録・解約等の承認 ・ 解約返戻金等の支払の承認 ・ 代理店業務指導（紛失、契約取消、苦情の指導、報告承認） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金支払決裁 ・ 社員業務指導・管理・各種相談対応 ・ 難事案・苦情対応
社員 (役職者以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新契約の申込、書類の受付・点検 ・ 集計表の点検 ・ 異動・解約・証明書再発行等の申込、書類の受付・点検 ・ 入出金処理 ・ 整理・報告 ・ 証明書綴の交付・回収・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の受付・相談 ・ 事故登録関連事務 ・ 契約者・被保険者・被害者との打合せ ・ 医療機関等関係者との打合せ ・ 請求書類の送付・受付・点検 ・ 各種調査業務
派遣社員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険標章（ステッカー）の交付・回収・管理 ・ 満期管理業務 ・ 代理店登録・解約等（含む特約代理店締結・解除） ・ 代理店業務指導 ・ 教育・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払保険金の積算 ・ 示談交渉・支払保険金の説明 ・ 保険金支払事務 ・ 保険金支払後の事務処理 ・ 自賠責精算事務

2-④. 1人1分当たり給与額の計算方法

③対応案

対応案①：今回の業務実態調査において、業務項目・社員区分ごとのウエイトを調査し、各社ごとのウエイトにより加重平均する
対応案②：役職者は自賠償の契約1件単位での契約引受・保険金支払業務への関与が少ないため、1人1分当たり給与額には含めないこととし、役職者以外社員と派遣社員給与総額・人員数により算出する。役職者の管理業務相当分は、現行部支店本部同様「役職者給与×自賠償保険社員給与÷全種目合計の社員給与」により把握する

【現行計算方法と対応案①、②のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
現行計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 計算方法が簡便であり、計算上恣意性がない 	<ul style="list-style-type: none"> 役職者が自賠償業務を担うケースは多くないと想定されるなかで、実態に合っていない可能性がある
対応案①	<ul style="list-style-type: none"> 社員区分ごとに適切な調査ができた場合には、各社の実態に応じた経費算出となる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域やチャネル等で実態が異なる中、各社別の社員区分ごとのサンプルは少なくなるため統計的な十分に欠ける可能性がある 各社調査となるため恣意性が入る可能性を排除できない 各社のウエイトが今回調査で固定されるため、今後の会社全体での効率化が反映されなくなる
対応案②	<ul style="list-style-type: none"> 役職者の給与を含めないことで、一定実態に合った計算方法 計算上恣意性が入ることがない 	<ul style="list-style-type: none"> 役職者が契約引受・保険金支払業務に多く関与している場合は実態と差が生じる可能性がある 社員と派遣社員等の従事割合によっては実態と差が生じる可能性がある

(参考①) 決算上のフィージビリティ (自賠元受取扱会社10社から回答)

- 対応案①：基準改定直後の決算期から対応可…10社
- 対応案②：基準改定直後の決算期から対応可…10社

論議いただきたいポイント

- 現行計算方法・対応案以外に考えられる対応案等があるか。
- 上記メリデメ記載の経費把握の適切性、決算上のフィージビリティ等の観点を踏まえ、現行計算方法・対応案①、②いずれで対応を行うのが望ましいか。

2－⑤. 外部委託費用の計上方法

①現行計算方法

- 現行基準上、外部委託費用は物件費で計上を行うこととされている。

②課題

- 外部委託費用は主に物件費で計上を行う一方、営業費・損害調査費（現業部門・部支店本部以外）の社員給与算出における「1件当たり処理分数」にも外部委託相当の業務が含まれている。

【外部委託を行っている場合の現行基準上の経費把握方法】

項目	把握方法
外部委託費用	主に物件費で計上
社員給与算出 (現業部門)	「1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数×取扱件数」で算出 (「1件当たり処理分数」には外部委託業務も含まれる)

【外部委託を行っている業務の例】

項目	外部委託を行っている業務の例
契約引受	・異動・解約等の書類の受付・点検 ・証明書綴の交付・回収・管理 ・保険標章（ステッカー）の交付・回収・管理 等
損害調査	・事故受付 ・各種調査業務（事故原因・医療調査） 等

2－⑤. 外部委託費用の計上方法

③対応案

対応案①：物件費等で計上している外部委託費用相当額を計上しない

対応案②：社員給与算出上の「1件当たり処理分数」から、各社の実態に応じて外部委託相当分の分数を控除

【現行】外部委託費用は物件費で計上

	メリット	デメリット
対応案①	<ul style="list-style-type: none"> 経費計算上の簡便性が高いことから各社とも対応が可能 計算上恣意性が入ることがない 	<ul style="list-style-type: none"> 集約化による業務効率化と均質化による品質向上を目的に外部委託を行っているが、委託費用単価が人件費単価と差がある場合、その差が反映されない
対応案②	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託費用を実額計上するため、外部委託業務に対応する処理分数を各社が適切に把握できれば実態に合った経費把握となる 	<ul style="list-style-type: none"> 各社の外部委託業務内容は多様であり、かつ外部委託内容等も変化するため、1件当たり処理分数のうち、外部委託相当分の分数を各社が切り分けて把握することが難しい みなしを含む場合、分数を恣意的に設定する懸念がある 例：外部委託と社員両方が対応する業務もある、料率改定時の差額精算等スポットで発生する業務を外部委託するケースがある等

(参考①) 決算上のフィージビリティ (自賠元受取扱会社10社から回答)

- 対応案①：基準改定直後の決算期から対応可…10社
- 対応案②：基準改定直後の決算期から対応可…6社、基準改定後1年以内の準備期間を要する…2社、外部委託相当の処理分数を控除できる前提で決算対応は可能だが外部委託相当の処理分数把握が不可…2社

論議いただきたいポイント

- 対応案①、②以外に考えられる対応案等があるか。
- 上記メリデメ記載の経費把握の適切性、決算上のフィージビリティ等の観点を踏まえ、現行計算方法・対応案①、②いずれで対応を行うのが望ましいか。

2-⑥. 物件費・その他事業費の賦課方法

- 種目共通でかかる物件費やその他事業費については、費用の性質別に自賠責社員給与割合や件数割合などを全体の物件費・その他事業費に乗じることにより、合理的な算出を行っているが、環境変化等により、一部の費目等で以下の課題が生じている。

区分	費目	現行賦課方法	課題	対応案
物件費	機械賃借料や雑費（委託費・外注費等の機械処理に要する経費等）	自賠責保険機械使用時間割合（*1）	基準上「自賠責保険関係の機械使用時間の総機械使用時間に対する比率又はこれに代わる適切な賦課比率」を用いることとされているが、「自賠責保険関係の機械使用時間」の把握は元々困難であるうえ、機械化が一般化した現在は機械使用時間割合と契約件数割合は近いと考えられることから、基準上の「これに代わる適切な賦課比率」として件数割を適用しているのが実情	「機械使用時間」による賦課は廃止し、件数割合に統一する
	交通費、通信費、印刷費、雑費（上記以外）	件数割合（*2）	他の保険種目との費用区分の均衡を図る趣旨から、自賠責保険の件数は10分の1に補正することとされているが、当該「10分の1」は昭和52年4月の改定時に決定されており、今日的な根拠が不明	業務実態調査と併せて当該費目に関する実態調査を実施し、妥当性を検証したうえで、必要に応じて見直しを行う
その他事業費等	減価償却費（ソフトウェア）	自賠責社員給与割合（*3）	ソフトウェアに係る会計処理を費用計上から資産計上に変更する会社が増加している。資産計上した場合、減価償却費は自賠責社員給与割合で把握されるが、ソフトウェアは種目固有のものも多く、実態と整合しないケースがある	費用計上の場合と同様、自賠責固有経費の場合は実額、保険種目共通経費の場合は件数割合で把握する

（*1）自賠責保険関係の機械使用時間÷総機械使用時間（又はこれに代わる適切な賦課比率）。基準上「従事割」と呼ばれる

（*2）営業費の場合、自賠責保険元受契約件数÷全種目総元受契約件数、損害調査費の場合、自賠責保険元受支払保険金件数÷全種目総元受支払保険金件数。他の保険種目との費用区分の均衡を図る趣旨から、自賠責保険・運送保険・火災保険住宅金融支援機構物件は件数を換算することが定められており、自賠責保険の件数は10分の1に補正することとされている

（*3）自賠責保険社員給与総額（営業費・損害調査費・一般管理費の合計額、除く人材派遣料）÷総社員給与総額（営業費・損害調査費・一般管理費の合計額、除く人材派遣料・直販社員給与・集金専門社員給与）。基準上「総給与割B」と呼ばれる

論議いただきたいポイント

- 上記課題に対して、各対応案の方向性が適切か。

2-⑦. その他修正・明確化

■ その他、基準の記載内容・表現や税制改正等を踏まえた修正検討箇所は下表の通り。

区分	項目	課題	対応案
その他 実態調査を要するもの	1人1分当たり給与額算出における年間実働時間	1人1分当たり給与額算出に用いられる年間実働時間（現行95,305分）について、多様な働き方の進展等も踏まえつつ、今日的な適正水準を検証する必要がある	業務実態調査と併せて当該費目に関する実態調査を実施し、妥当性を検証したうえで、必要に応じて見直しを行う
会計基準変更・税制改正等	地方法人特別税の廃止	地方法人特別税は2019年10月に廃止され、特別法人事業税に変更となっている	地方法人特別税を特別法人事業税に修正
	退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異	退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異を特別損益として処理した場合の取扱いについて、計上年度から15年間にわたる処理方法が定められているが、退職給付会計導入後15年超が経過しているため、今日的には適用していない	今日的に適用していない規定であることから当該規定を削除する
その他	機械化による機械処理経費の重複控除規定	元受契約処理・事務処理・保険金支払事務等の機械化による機械処理経費のうち、人件費が転化した部分は、重複しないよう人件費から控除しなければならないと定められているが、機械化（パソコンの普及等）が定着した現在にあっては実態にも合わず、かつ当該部分の把握が難しいことから実効性にも欠ける	今日的な実態に合わないことから当該規定を削除する
	専任担当者がある場合の修正規定	契約処理あるいは事故処理について専任担当者を置く場合等に専任担当者あるいは専門課・係の社員給与については実額をそのまま計上する規定があるが、各社の実態上自賠を専任で行う者がいることはまれであり、実態とは異なる	今日的な実態に合わないことから当該規定を削除する
	文言の修正	基準上、表記ゆれや分かりにくい表現等が存在する	今日的に分かりやすい表現への修正や明確化を行う

論議いただきたいポイント

■ 上記課題に対して、各対応案の方向性が適切か。